

添付法令資料 4 :

公証人のための顧客識別原則の適用に関する 2017 年 5 月 5 日付  
インドネシア共和国法務人権大臣規則 No.9 (目次)  
同年 8 月 4 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	顧客識別原則
第 1 節	総則 (第 2 条ないし第 5 条)
第 2 節	顧客の本人確認 (第 6 条ないし第 18 条)
第 3 節	顧客の検証 (第 19 条及び第 20 条)
第 4 節	顧客取引のモニタリング (第 21 条)
第 3 章	取引記録及び情報システム (第 22 条及び第 23 条)
第 4 章	事業関係の終了 (第 24 条)
第 5 章	第三者により既に実施された顧客識別原則 (第 25 条)
第 6 章	情報及び／又は文書の更新 (第 26 条ないし第 29 条)
第 7 章	行政処分 (第 30 条)
第 8 章	雑則 (第 31 条及び第 32 条)
第 9 章	終則 (第 33 条)